2015年3月

【レクリエーション傷害保険】【施設入場者傷害保険】をご契約いただくお客さまへ

重要事項説明書

この書面では、レクリエーション傷害保険および施設入場者傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

契約概要…保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報…ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については弊社ホームページ（http://www.nisshinfire.co.jp/）の「インターネット約款（ご契約のしおり）」をご参照ください（紙約款はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。）。

このマークに記載の項目は「インターネット約款（ご契約のしおり）」に記載されています。

※保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。
※ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

用語のご説明	弊社ホームページの「インターネット約款（ご契約のしおり）」にも「用語のご説明」が掲載されておりますので、ご確認ください。

分類	用語	説明
約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものをいいます。
	特約	普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更するものをいいます。
補償の対象者等	契約者	ご契約の当事者で保険契約上のさまざまな権利、義務を持たれる方をいいます。
	被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険金	保険金	お受取りになる補償金をいいます。
保険金額	保険金額	ご契約金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約に基づいて、ご契約者が保険会社に支払う金銭のことをいいます。
その他	外来	傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	急激	突発的に発生することを意味します。傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。
	偶然	予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。

1 契約締結前におけるご確認事項

（１）商品の仕組みと被保険者の範囲等

①商品の仕組み…契約概要

基本となる補償および特約は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

・レクリエーション傷害保険

普通傷害保険に行事参加者の傷害危険補償特約をセットした商品です。
被保険者が、行事（レクリエーション）参加中にケガをした場合に保険金をお支払いします。

基本となる補償		自動的にセットされる特約（自動セット特約）
普通傷害保険	＋	・行事参加者の傷害危険補償特約 ・往復途上傷害危険補償特約（行事参加者用） ・通信販売に関する特約（インターネット用） ・初回保険料の払込みに関する特約 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

・施設入場者傷害保険

普通傷害保険に施設入場者の傷害危険補償特約をセットした商品です。
被保険者が、施設内でケガをした場合に保険金をお支払いします。

基本となる補償		自動的にセットされる特約（自動セット特約）
普通傷害保険	＋	・施設入場者の傷害危険補償特約 ・通信販売に関する特約（インターネット用） ・初回保険料の払込みに関する特約 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

②被保険者の範囲等について…契約概要

・レクリエーション傷害保険、施設入場者傷害保険は団体契約専用商品です。
　行事参加者または施設入場者が１日平均２０名以上の場合にご契約いただけます。
・被保険者の範囲は、以下のとおりです。

	被保険者の範囲
レクリエーション傷害保険	行事の参加者全員（注１）（注２）
施設入場者傷害保険	施設の入場者全員（注１）（注３）

（注１）行事の参加者または施設の入場者の客観的な確認方法（被保険者の名簿の作成・備付など）が必要です。
（注２）宿泊を伴う場合はこの保険では対象となりません。
（注３）施設に勤務している従業員等（アルバイトを含みます。）、および興行または職業として施設を利用する方についてはこの保険では対象となりません。

（２）基本となる補償等

①基本となる補償…契約概要　注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。
また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、下記1～5の保険金をお支払いします。		
1 死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ（例えば、歩行中に疾病により意識を喪失し転倒をしたためケガをした場合など） ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ●無資格運転、酒気帯び運転または麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●頸（けい）部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛などで医学的他覚所見のないもの など
2 後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の４％～100％をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
3 入院保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合に、入院の日数に対して 180 日を限度に、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。	
4 手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10 倍 ②①以外の手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×５倍 ただし、１事故につき事故の日からその日を含めて 180 日以内の手術１回に限ります。	
5 通院保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院の日数に対して、90 日を限度に、１日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対しては通院保険金はお支払いできません。	

②主な特約の概要…契約概要

レクリエーション傷害保険および施設入場者傷害保険にセットされる主な特約とその概要は次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

・レクリエーション傷害保険

特約	特約の概要
行事参加者の傷害危険補償特約	行事における参加者のケガを補償します。 ・お申込みいただいた行事参加中のみを対象とします。 ・「行事に参加している間」とは、被保険者が行事に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。
往復途上傷害危険補償特約（行事参加者用）	以下の条件をいずれも満たす場合に、行事の集合地・解散地と各参加者の住居の往復中のケガを補償します。 ・被保険者が、行事に参加する目的で住居を出発する前に、保険契約者の備える名簿により被保険者名が確定していること。 ・行事開催日、場所が活動計画表等の客観的資料により確定していること。

・施設入場者傷害保険

特約	特約の概要
施設入場者の傷害危険補償特約	施設内での入場者のケガを補償します。 ・施設に入場した時から退場するまでの間に生じたケガを対象とします。

③保険金額の設定…契約概要

お客さまが実際に契約する保険金額については、インターネット上の保険契約申込画面の保険金額欄をご確認ください。

④保険期間および補償の開始・終了時期…契約概要　注意喚起情報

- 保険期間：行事開催日または施設開場日に合わせて設定します。 1 年未満の契約に限りご契約可能です。
- 補償の開始：始期日の午前 0 時
- 補償の終了：終期日の午後 12 時

※行事の開催または施設の開場日が保険終期日の午後 12 時を超える場合には、あらかじめその翌日を含めて保険期間を設定してください。

※開催日（順延日を含みます。）または開場日が客観的に確認できる、計画表・予定表等の作成・備付が必要です。

（３）保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み…契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、被保険者数、行事の種類、施設の種類等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、インターネット上の保険契約申込画面の保険料欄でご確認ください。

②保険料の払込方法…契約概要　注意喚起情報

保険料の払込方法は、コンビニ払 (注) または請求書払による一時払のみとなります。

（注）保険料が 30 万円を超える場合はご利用できません。

③保険料の払込期日について…注意喚起情報

- 保険始期月の前月末日までに申込手続が行われた場合…保険始期月末日
- 保険始期月当月に申込手続が行われた場合…保険始期月の翌月末日

④保険料の払込猶予期間等の取扱い…注意喚起情報

保険料は、保険証券記載の払込期日までにお支払いください。保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

（４）満期返れい金・契約者配当金…契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

２　契約締結時におけるご注意事項

（１）告知義務…注意喚起情報（保険契約申込画面の入力上の注意事項）

保険契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、以下の項目となります。この項目が、事実と違っている場合、または事実を入力しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。インターネット上の保険契約申込画面の入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- 被保険者数（行事の参加者数、施設の入場者数）
- 他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます。）・共済契約の有無

※他にご加入の傷害保険等がある場合には、インターネットではお申込みいただけません。取扱代理店までご連絡ください。

（２）クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）…注意喚起情報

レクリエーション傷害保険および施設入場者傷害保険は、保険期間が１年未満のため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

（３）死亡保険金受取人…注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

入院保険金、通院保険金などその他の保険金は被保険者にお支払いします。

３　契約締結後におけるご注意事項

（１）通知義務等…注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、契約内容の変更等が必要となります。必ず取扱代理店または弊社にご通知ください。

- 保険証券記載の住所を変更した場合

（２）解約と解約返れい金…契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。

（３）被保険者からの解約…注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の条件を満たす場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約(注)しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

解約のお手続き

（４）レクリエーション傷害保険における行事中止（延期）の場合の取扱いについて

あらかじめ行事の順延日を設定しない場合で、天候等の事由により当該行事が中止または延期となった場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

その他ご留意いただきたいこと

（１）取扱代理店の権限…注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

（２）保険会社破綻時等の取扱い…注意喚起情報

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」があり、下表の補償割合で契約が保護されます。

〈損害保険契約者保護機構による傷害保険の補償内容〉

保険種類	保険金	解約返れい金など
短期傷害保険＊	破綻後３か月以内の保険事故　１００％	８０％
	破綻後３か月経過後の保険事故　８０％	

＊保険期間が１年以内の傷害保険契約をいいます。

（３）お客さま情報の取扱いについて…注意喚起情報

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、契約内容変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細につきましては、日新火災ホームページ（http://www.nisshinfire.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

〇契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

〇再保険について

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

（４）重大事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがあります。

・保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合
・保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
・被保険者または保険金受取人が保険金の請求に対して詐欺を行った場合　など

■事故が起こった場合

・保険金の請求に必要な書類等について
保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「インターネット約款（ご契約のしおり）」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。
・保険金の代理請求について
被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人の方（配偶者（法律上の配偶者に限ります。）、３親等以内の親族）が被保険者に代わって保険金の請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。

事故が発生した場合のお手続きについて

■ご契約が共同保険契約である場合について

ご契約が共同保険である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払、その他の業務または事務を行います。

≪弊社の相談・苦情・連絡窓口≫

弊社への相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

【フリーダイヤル】
0120-17-2424
【受付時間】
9:00～17:00
（土日祝除く）

≪事故発生時のご連絡先≫

事故が起こった場合には、取扱代理店または弊社へご連絡ください。平日夜間、休日の場合には、下記にご連絡ください。

サービス２４

【フリーダイヤル】
0120-25-7474
【受付時間】
24 時間・365 日

≪指定紛争解決機関≫注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽＡＤＲセンター

【ナビダイヤル（有料）】
0570-022-808
【受付時間】
9:15～17:00
（土日祝除く）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

2015 年 3 月作成版

日新火災海上保険株式会社